

ホメオパシーの世界の状況

世界保健機関(WHO)

- 1) 2001 年:ホメオパシーを広く世界規模に用いられている医療体系として認め、多くの国で医療保険に組み込まれていると報告した。

Legal Status of Traditional Medicine and Complementary/Alternative Medicine 2001

- 2) 2002 年 “WHO Traditional Medicine Strategy 2002-2005” を作成し「伝統医療/補完・代替医療(TM/CAM)の使用を安全で国民がより利用し易く、持続可能にするために、各国を支援し規制を設けるための方針の枠組みを提供する、伝統医療および補完・代替医療についてのはじめての世界的なストラテジー」についての説明がなされた。「TM/CAM の国家政策と計画を開発、実施することにより TM/CAM を各国に適応した方法で国の保健制度に組み込むこと、TM/CAM についての知識を拡大させることにより、また規制や品質基準について指導することにより TM/CAM の安全性、効能および質の向上を推進する」ことを提案した。

- 3) 2003 年 WHO 総会で、伝統医療と補完・代替医療に関する決議が採択された。これは、加盟国に対して、特に下記の事項の実施を強く促すものである。

- “WHO Traditional Medicine Strategy”を国家的伝統医療計画あるいは作業計画のベースとして、必要に応じて適応させ、採用し、実施すること。
- 伝統医療の適切な使用の支援において伝統医療と補完・代替医療に関する国家政策および規制を必要に応じて策定し、実施すること、また国の状況に合わせて伝統医療と補完・代替医療を国の医療制度に統合すること。
- 伝統的治療薬についての研究に十分な援助を提供すること。
- 伝統医療の治療者について、訓練の提供が必要であれば国の事情に合わせ、それを促進し支援すること、また再訓練の提供についても必要に応じて促進し支援すること。さらに伝統医療の治療者の資格、認定もしくはライセンス交付のシステムについてのトレーニングの提供についても促進し支援すること。
- 伝統医療および補完・代替医療の健全な使用を促進するために、これらの医療についての確実な情報を消費者および医療提供者に提供すること。

- 4) 2005 年 Lancet (Vol 366 August 27, 2005)に、過去 40 年間の論文を精査した結果、ホメオパシーはプラセボより効果がみられ、人、動物の病気の治療に西洋医学と同等の効果を持つという研究結果を示す草案を掲載した。

- 5) 2007 年 Homeopathy: overview and analysis of clinical research.において、小児の下痢にホメオパシーが有効であるなど Lancet に掲載した草案を完成させた、ホメオパシーが有効であるとの報告書を発表した。

- 6) 2009年 若手研究者の公開質問状に答える形で、HIV、結核、乳児の下痢、インフルエンザ、マラリア患者の治療にホメオパシーを推奨しないとした。
- 7) 2010年 “Safety issues in the preparation of homeopathic medicines”を発売し、ホメオパシー薬の生成、製造方法に関する国際的な安全基準を示した。この中で、臨床的な有効性や、適応症については記載されていない。

世界におけるホメオパシー

現在世界の 80 カ国以上でホメオパシーが用いられている

LIGA Medicorum Homoeopathica Internationalis (LMHI) www.lmhi.net

1925年に設立されたホメオパシーの医療団体。世界75カ国が加盟。

約10000名以上の医療従事者（医師、歯科医師、獣医師、薬剤師）がメンバー

ホメオパシー医資格の授与を検討中；LMHI教育ガイドラインにそった研修を履修

LMHIのメンバー国

Argentina, Armenia, Austria, Belgium, Bolivia, Brazil, Bulgaria, Chile, China/Hongkong, Colombia, Costa Rica, Croatia, Cuba, Czech Republic, Ecuador, Egypt, Estonia, France, Georgia, Germany, Ghana, Greece, Hungary, India, Iran, Italy, Japan, Kazakhstan, Latvia, Liechtenstein, Lithuania, Malaysia, Mexico, Moldova, Nepal, Netherlands, Nigeria, Norway, Pakistan, Peru, Poland, Portugal, Romania, Russia, Saudi Arabia, Serbia, Slovenia, Spain, Sri Lanka, Sweden, Switzerland, Taiwan, Turkey, Ukraine, United Kingdom, USA, Uruguay, Venezuela.

LMHIのメンバー国以外

Canada, El Salvador, Honduras, Guatemala, Nicaragua, Kenya, South Africa, Zimbabwe, Irak, Thailand, South Korea, New Zealand, Malta, Luxembourg, Cyprus.

ホメオパシー治療者への規制

ホメオパシーが医療として認識されていることから、多くの国でホメオパシーの治療ができるのは、医師（および獣医師、歯科医師）を中心に認可されている。しかし国によっては、医師の資格のない治療者でも、法的枠組みに縛られずにホメオパシーをおこなうことができる国も多い。

1) 政府が公式に医療として認可している国

Brazil, Chile, Colombia, Costa Rica, Cuba, Ecuador, Mexico

India, Pakistan, Sri Lanka, Iran （India だけでも 100,000 人のホメオパシー医が存在する）

Belgium, Bulgaria, Hungary, Lithuania, Portugal, Romania, Russia, United Kingdom(UK), Ukraine

2) 監督官庁が規制、登録、監督といった権限を医師会に委任

Austria, France, Italy, Latvia, Slovenia, Spain

3) 医療として認識しているが寛大な規制による

Argentina, Armenia, Croatia, Estonia, German, Greece, Hungary, Liechtenstein, Lithuania, Malaysia, Nepal, Netherlands, Norway, Portugal, Switzerland, Turkey, Ukraine, USA etc

ホメオパシーに対する医療保険適応

医療保険制度は各国独自の形態をとっている。ホメオパシーの保険適用範囲は国ごとに異なる。ホメオパシーに公的な医療保険制度が適用される国もあれば、民間の医療保険会社の保険が適用される国がある。

公的な医療保険制度に組み込まれている国 ; Brazil, France, India, Mexico, Pakistan, Sri Lanka, UK

ホメオパシー薬

ほとんどの国でホメオパシー薬 (homeopathic medicine) は医薬品として認可を受け、処方薬として公的あるいは民間の医療保険制度の適用対象となっている。また OTC 薬として薬局で購入できる国も多い。

欧州では欧州薬局方 (European Pharmacopoeia: EP) と欧州議会の指令 (Council Directive) によって医薬品として法的に管理されている。

Council Directive 92/73/EC and Council Directive 92/74/EC on homeopathic medicinal products.

Official J Eur Commun 1992; L 297/8, L 297/12.

欧州におけるホメオパシー

欧州では4人に3人はホメオパシーを認知、約30%がヘルスケアとして利用している。

欧州29カ国の内19カ国でホメオパシーの治療者の認定が定められている。

過去30-40年の間、ホメオパシーを利用する医師は増加している。

欧州では約40,000人以上の医師がホメオパシーの研修を履修している。そのうち約10,000人はホメオパシー医専門資格を有する。GP (家庭医) の約25-40%はときどきホメオパシーを用い、GPの6-8%は通常的に現代医療と統合的に用いている

● 医師のみにホメオパシーを行うことが認められている国

Austria, Cyprus, Czech Republic, France, Greece, Hungary, Italy, Latvia, Lithuania, Luxembourg, Malta, Poland, Portugal, Slovakia

● 医師の資格のない治療者がホメオパシーをおこなうことが容認されている国

Denmark, Estonia, Finland, Germany, Island, Netherlands, Spain, Sweden, UK

これらの国では、特定の医療行為（例えば、感染症を持つ人への治療、手術、麻酔をかける、処方箋が必要な薬剤の処方、注射を行う、X線の使用）は大学の学位を持つ医師に限定されているが、国によって許される医療行為の範囲は異なる。

ホメオパシーの研修

ホメオパシーおよびその他の CAM に関する基本習熟コースを大学の学部課程の医学カリキュラムに導入する大学が急速に増えている。このようなカリキュラムは、ドイツと英国では必須科目として導入されており、欧州全土の多くの大学では選択科目となっている。University of Genoa が最近おこなったレビューによると、回答した欧州の大学の医学部の 40%は CAM 関連の授業を提供しているが、CAM の治療を経験する学生のレベルに大学医学部間に大きな差が見られる。

ホメオパシーと欧州連合（EU）

- 1) 1992 年 EU 閣僚理事会 (Council of Ministers) は、患者が自らの選択で自由に医薬品 (**medicinal products**) を利用することを認める、法的枠組みの設定を目的として、ホメオパシー医薬品 (**homeopathic medicinal products**) に関する指針 92/73/EC、及び 92/74/EC 欧州議会 (European Parliament) の指令として採択した (Council Directive) 。
但し、「その医薬品の品質および安全性についての対策がすべてとられていること」また「これらの医薬品の利用者にホメオパシーの特徴・特性について明確に示し、医薬品の品質および安全性を十分に保証し、また安全かつ高品質の医薬品を共同体に流通させることが認められるためにはホメオパシー医薬品の製造、管理、および検査についての規則と調和を図る」ことを条件としている。
- 2) EU 加盟国には、医薬品についての共同体規則に関する指針 2001/82/EC (家畜への使用) および 指針 2001/83/EC (ヒトへの使用) - 2004/28/EC および指針 2004/27/EC により修正され、それに従いホメオパシー医薬品の登録が義務付けられている。
- 3) 欧州議会は、ホメオパシー はその他の現代医療でない医療 (non conventional medicine) として認められるべきとする立場を取ってきた。1997 年の決議 (A4-0075/97) は、欧州委員会 (European Commission) に対して、現代医療でない医療を認めるためのプロセスとして、すべての現代医療でない医療の安全性、有効性、適応、および補完的もしくは代替的な特質について徹底的な研究を開始するよう呼びかけている。またこの決議は、閣僚理事会に対して、個別のおよび包括的なアプローチをカバーする現代医療でない医療分野の研究プログラム開発と予防的役割の推進、また現代医療でない医療の European Parliament 規律の固有の特徴を助長するよう呼びかけている。

各国の状況

France

- 1)2000年の報告書(Société Nationale de Protection de la Nature, Syndicat National des Médecins Homéopathes Français, Syndicat de la Médecine Homéopathique 発行の“Homeopathie 2000”)によると、ホメオパシー受けるフランス国民の割合は、約 10 人に 4 人になる。
- 2)60,000 人いる GP の約 50%がホメオパシー薬の処方適時を行っている(定期的に処方している GP は 5,000 人以上に達し、25,000 人が場合に応じて処方している)
- 3)1997 年フランス医師会 (Ordre National des Médecins) はホメオパシーを医療として認定。ホメオパシー医はフランス医師会によって認可され、約 1 万 1,000 人になる。
- 4)公的医療保険の適用となっている。
- 5)ホメオパシー医の研修システム ; Aix-Marseille, Besançon, Lille, Paris-Bobigny, Bordeaux II, Limoges, Poitiers, Lyon の 8 つの大学で、医師を対象にした医学部卒業後教育が行われている。

United Kingdom

- 1)Mintel Data によると約 1000 万人がホメオパシーを利用している。
- 2)ホメオパシーを行っている医師は全体の 1%以下。
- 3)ホメオパシー医専門資格を持っているのは約 2000 人。レイホメオパス (医師でないホメオパシーの治療者) も約 2500 人、国に登録されているが、ホメオパシーを行うことに法的な規制はない。
- 4)1948 年から国の健康保険制度 (National Health Service:NHS) によって病院や GP が行うホメオパシーには公的医療保険が適用される。
- 5)1950 年から Faculty of Homeopathy(1844 年設立) はホメオパシー医育成の教育と研究を目的とした機関として活動している。王立ロンドン、グラスゴー、ブリストールなど 5 つのホメオパシー病院が属する。
- 6)すべての医学部でホメオパシーを含む 5 つの CAM についての講義が行われている。中には医学部の 3 年、4 年次にホメオパシー専門の講義が数週間行われている。
- 7)科学技術委員会報告「エビデンス調査 2 : ホメオパシー」 *Evidence Check 2: Homeopathy* by the House of Commons Science and Technology Committee, (2010 年 2 月) に対して政府は 2010 年 7 月に政府回答を行い、ホメオパシーの NHS 適応継続を表明した。

German

- 1) 国民の 57%がホメオパシーを知っていて、25%でホメオパシーを利用している。
- 2) 過去 10 年でホメオパシーを行う医師数が 2 倍になった。医師全体の 2%で、GP の 75%が不定期にホメオパシー薬を処方している。

- 3) 7000 人の医師がホメオパシー医専門資格“Homöopathischer Arzt”
(Bundesärztekammerによって認定された資格で3年以上の医学部卒後ホメオパシー研修終了が必須)を有している。
- 4) Heilpraktiker (政府に登録された CAM の治療者 ; 15000 人存在) が存在し、1939 年以降完全な医学教育を受けていない CAM の治療者を対象とした特別な規則を適用している。
- 5) 全ての民間医療保険 (利用できる保険会社は 100 社) はホメオパシー医の診察とホメオパシー薬の費用の還付を行っている。いくつかの公的医療保険は “Homöopathischer Arzt” を有する医師の診察に対してのみ還付される。
- 6) ホメオパシーの選択講義 ; Berlin, Düsseldorf, Hannover, Heidelberg, Freiburg をはじめ 25 の大学で行われている。

Austria

- 1) 国民の約 90% がホメオパシーを知っていて、50% 以上がホメオパシーを使用している。
- 2) ほとんどの医師がホメオパシーを医療として認め、ホメオパシーを用いる医師は全体の 3.2% になる。
- 3) ホメオパシー医専門資格 “Homöopathie” (Österreichische Ärztekammer.によって認定された資格) を有する医師は 500 人である。
- 4) 2007 年以降、政府により医療として正式に認可されているため、医師以外は行えない。
- 5) ホメオパシーの治療は公的医療保険ではなく、民間医療保険が適用となっている。
- 6) Vienna、Graz Innsbruck、Salzburg. 大学でホメオパシーの教育がある。

Belgium

- 1) 国民の約 20% がホメオパシーを知っていて、約 10% がホメオパシーを利用している
- 2) 医師 (30.000 人) 全体の 15% がホメオパシーを医療として認め、5% がホメオパシーを用いている。約 1.200 人がホメオパシー医専門資格を持っている。医師以外の治療者も国が認定している。
- 3) 議会 (国会) は 1999 年に、ホメオパシーを含む CAM を法的に医療として認可した。このことによってホメオパシーを行うには GP としてだけでなくホメオパシー医専門資格が必要となった (GP with homeopathy, paediatrician with homeopathy) 。
- 4) 医療保険のシステムでは、国民健康保険で医師によるホメオパシーの診察を受けた場合、10 ユーロで年間 5 回まで還付される。それとは別にホメオパシー薬は最大年間 89 ユーロ還付される。
- 5) ブリュッセル自由大学とアントワープ大学でホメオパシーの授業がある。

Switzerland

- 1) 国民の約 60%がホメオパシーを知っていて、約 30%がホメオパシーを利用している。
- 2) 医師 全体の約 50%がホメオパシーを医療として認め、医師の 1%がホメオパシーを用いている。300 人がホメオパシー医専門資格を持っている。1998 年スイス医師会 (FMH) と共同でこのホメオパシー医専門資格である“certificate of capacity in homeopathy” を認定している。
- 3) 医師以外のホメオパシーの治療者も存在するが資格への規制はない。
- 4) 1999 年: 連邦内務省 (EDI/DFE) はホメオパシーを含む 5 つの代替医療を国民健康保険 (Basic Health Insurance) の適用と決めた。しかし 2005 年 内務省はこの 5 つの代替医療を、健康保険法に定められた、効用性、コストと効果のバランスなどの観点から、今後支払わないこと変更した。その後 2009 年国民投票によって国民の 67%が健康保険適用に賛成し、現在保険適用が検討中。
- 5) Zürich, Bern, Genf, Lausanne 大学でホメオパシーの基礎講座がある。

Italy

- 1) 議会は、ホメオパシーを含む CAM の資格制度を検討中である。
- 2) 2002 年イタリア医師会 ((Federazione Nazionali degli Ordini dei Medici Chirurghi e degli Odontoiatri or FNOMCeO)はホメオパシーを医療と認め、医師のみにホメオパシーを行う資格を認めた
- 3) 2015 年までにホメオパシー薬は Council Directive に従い法的に規制予定される。

Hungary は 1997 年、Lithuania は 1999 年 に公式に政府によってホメオパシーが医療として認可された。

Portuguese 議会 (国会) は 2003 年、Bulgarian 議会 (国会) は 2005 年にホメオパシーを含む CAM のそれぞれの治療にそって認可に関する法律を制定した。

Latvian は 1995 年、医師会 (Latvijas Arstu Biedriba)はホメオパシーを医療として認めた。

Poland では Warsaw, Poznan, Krakow, Katowice, Lublin, Gdansk, Wroclaw 7 つの大学でホメオパシーの講義がある。

Spain は 2009 年に正式に医療として認可し、ホメオパシー医専門資格を認めている。Barcelona, Murcia, Sevilla , Valladolid 4 つの大学でホメオパシーを基礎教育のなかで選択できる。

米国におけるホメオパシー

- 2007 の国民健康保険 Interview Survey によれば、前年にホメオパシーを使用した米国人は成人で約 390 万人、子供で約 90 万人。

- 米国の均一な専門資格またはホメオパシー実施のための専門の基準はない。ホメオパシー医の専門資格は、州により様々。
- アリゾナ、コネティカットとネバダでは医師とオステオパシー医のみ
- 国家資格は、the Council for Homeopathic Certification、American Board of Homeotherapeutics、Homeopathic Academy of Naturopathic Physicians から取得できるが、米国教育省（公式に一部の CAM 組織を認められている）は、これらの組織を認めていない。
- ホメオパシー薬は、1938 年の米国連邦食品医薬品化粧品法に規定された米国ホメオパシー薬局方（Homeopathic Pharmacopoeia Convention of the United States :HPUS）のガイドラインに従って調整されている。OTC 薬としても同様に管理されている。しかし、ホメオパシー薬ほとんど活性成分を含まないため、新薬と同じ安全性と有効性テストを受ける必要はない。
- 米国食品医薬品局（FDA）は、ホメオパシー薬の効力、純度、包装に関する基準を満たすことを義務づけている。ホメオパシー薬のラベルには、少なくとも主な適応と成分、希釈率、安全使用法を記載しなければならない。さらに、ホメオパシー薬はがんのような難病治療にしようされるときには処方箋が必要である。たいした問題にはならない風邪や頭痛のようなセルフケアに使用するもののみが処方箋なしで販売可能。

2010 年 12 月 15 日 現在